

入札参加者 各位

工事費内訳書の提出について（お願い）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設業者は、材料費、労務費、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載した内訳書を入札時に提出しなければならないこととされました。

これを踏まえ、那賀町が発注する建設工事についても、入札公告又は指名通知を行うものから、入札時に提出いただく内訳書に材料費、労務費等の記載が必要となりますのでお知らせいたします。

○工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いいたします。

○これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「入契法」といいます。）第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。

○ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。

※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

○上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

○内訳書は、電子入札の場合にあっては入札金額の入力時に添付ファイルとして同時に提出すること。紙入札の場合は入札書と同時に提出すること。

○内訳書の不提出及び重大な不備がある場合は、当該内訳書を提出した者を失格とするので注意すること。又、提出後の差し替え再提出は認めないものとする。

○これらは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくをお願いいたします。